

## 「二条城まつり2018」事業に係る仕様書

- 1 **契約期間** 契約の日から平成30年12月28日まで  
なお、事業開催期間は、平成30年9月28日から平成30年12月9日まで
- 2 **事業経費** 事業開催の経費として、委託料を支払う。  
委託料上限額 13,250千円  
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 3 **開催場所** 二条城
- 4 **実施事項**
  - ・ 京都市民や観光客にとって、世界遺産・二条城の文化的価値が十分感じられ、集客及び世界遺産・二条城一口城主募金の増加に寄与する事業を企画、実施すること。
  - ・ 企画、実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解して行うこと。
  - ・ 契約後、速やかにイベント及び広報計画の詳細を提示し、本市と協議のうえ、承認を得ること。
  - ・ 各種イベント等の企画、実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
  - (1) 各種イベント等の企画、実施
    - ・ 事業実施期間中を通じて京都の文化や二条城の文化的価値を感じられるイベントをはじめ、話題性、集客力のあるイベントを複数提案し、実施すること(例：城内にステージを設営し演奏、パフォーマンス、城内の台所や中庭等を活かしたイベントなど)。内容、時期、場所に当たっては、本市と協議のうえ、決定すること
    - ・ 紅葉シーズン(11月下旬から12月上旬)に、紅葉にちなんだイベント等を提案し、実施すること。
  - (2) 二条城二の丸御殿ライトアップ事業の実施
    - ・ 平成30年9月28日(金)～10月8日(月・祝)の11日間二の丸御殿ライトアップを実施すること。
    - ・ 入城受付時間は午後6時～午後9時まで(閉城は午後9時30分)とし、入城料は有料とする。(昨年度の大政奉還150周年記念ライトアップでは一般600円、小中高生300円)なお、入城料は本市で徴収し、収入する。
    - ・ 会場範囲は、二の丸御殿のみならず、別添1を参考に二条城の文化的価値を活かした城内外の演出を提案し、実施すること。
    - ・ 上記演出に必要な照明機材を設置すること。(物品の調達を含む。)  
なお、一部、二条城事務所所有の機材(別添2参照)を使用することも可能と

する。また、常に機器類の巡視点検を行い、当事業に支障をきたさないように保守管理すること。

- ・ 照明機材の設置に当たっては、本市と事前に協議を重ね、御殿や庭園の文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。
- ・ 開催 2 週間前を目途に、照明機材のセッティングを終えるとともに、本市立会いによるライトアップの演出確認を行うこと。また、開催 1 週間前を目途にマスコミ向け内覧会を行うこと。
- ・ 二条城への搬入・搬出計画を調整・提出すること。
- ・ 来城者の整理誘導のため、二条城東側エントランス広場、出札・改札付近及び城内コース上（二の丸御殿内を含む）に、事業内容を熟知したスタッフ、順路案内看板、人止め柵を置くこと（撤去を含む）。また、整理誘導にあたっては、元離宮二条城出改札案内等業務受託者（出札・改札、総合案内所、二の丸御殿内に配置）及び元離宮二条城駐車場運營業務受託者と連携し、必要に応じて指示すること。
- ・ 城内の夜間営業店舗の営業に配慮した運営を行うこと。
- ・ 閉城時間（21：30）までに、来城者が退城できるよう誘導するとともに、残留者がいないか検索を行うこと。
- ・ 当該事業の招待券を 3,000 部作成（印刷含む）すること。また、ナンバリングすること。
- ・ 当該事業の入城券（一般用、団体用、中高生用、小学生用）を作成すること。また、作成に当たっては、もぎり部分の視認性を含むデザインを事務所に確認すること。なお、印刷については本市が行う。

### （3）広報業務

#### ア 広報用印刷物

- ・ 別添 3 に記載の広報物を平成 30 年 8 月上旬までに制作（印刷、配送、その他費用負担を含む）し、配布に当たっては、別途提供する本市指定先約 500 箇所へ配布すること。ただし、A4 チラシ、B1 ポスターの翻訳については本市が行う。
- ・ 広報用印刷物については、広告掲載により、広告料を獲得し、本事業の充実に図ることを認める。なお、広告の相手方、内容は、京都市広告掲載基準によること。

#### イ その他

- ・ 二条城まつり開催期間中に、二条城内で開催されるイベントについて、本市から提供する情報に基づき、本事業と併せて広報を実施すること。
- ・ 上記以外に、SNS やマスメディア等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること。

## 5 その他

- ・ 受託者は、イベント収入、広告、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。

- 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有するテント等の備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
- 電気工事及び会場設営等の業務については、元離宮二条城事務所において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼し、また、事前に配線図、設営図面等を本市に提出し、承認を得ること。
- 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する届出については、受託者が行うこと。
- 当該事業期間中、城内において、別事業が実施される場合は演出に係る音量等に配慮すること。
- 事業終了後、速やかに事業収支に係る報告書、明細書等を作成し、本市に提出すること。
- 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。
- 台風等発生時については、必要に応じて資機材の撤去等を行うこと。